

大磯町省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の推進に関する条例

化石燃料を大量に消費するエネルギー政策は、長年にわたり地球温暖化など、環境に大きな影響を及ぼしてきました。また、平成 23 年の福島第一原子力発電所の事故によって原子力特有の巨大なリスクが明らかになり、私たちは、これまでのリスクを伴うエネルギーへの依存と利用を今一度立ち止まって考える必要があることに気付きました。

大磯町は、豊かな自然と、歴史・文化資源を有する良好な住宅地として発展してきました。私たちは、この環境を保全するために、複雑化した環境問題に取り組んできましたが、これからは省エネルギーを更に推進し、化石燃料や原子力に頼らない再生可能エネルギーを利用したエネルギー政策を推進することが不可欠と考えます。

私たちは、自然豊かな環境と、安全で安心な持続可能な循環型地域社会を次世代に引き継ぐために、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、大磯町（以下「町」という。）における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進について基本的な事項を定めることにより、町のエネルギー政策の推進を図り、もって環境の保全と環境への負荷の少ない安全で安心な循環型地域社会の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (2) 事業者 町内で事業を営むものをいう。
- (3) エネルギー事業者 エネルギーを町内で生産し、若しくは町内に供給する事業を営むもの又はこれから営もうとするものをいう。
- (4) 省エネルギー エネルギーの利用を節約し、その効率化を図ることをいう。
- (5) 再生可能エネルギー 自然の営みから得られ、かつ、永続的に利用できるものと認められる、次に掲げるものをいう。

ア 太陽光、イ 太陽熱、ウ 風力、エ 水力、オ バイオマス、カ その他自然エネルギー資源を利用して得られるエネルギー

(基本理念)

第 3 条 町、町民、事業者及びエネルギー事業者は、再生可能エネルギーは地域のものであるという共通認識の下に相互に協力して、積極的に省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に努めるものとする。

- 2 再生可能エネルギーは、経済性及び事業の持続性に配慮しつつ、その利用が図られるものとする。
- 3 再生可能エネルギーは、地域に根ざした事業主体によって、地域の持続的な発展に資するように利用されるものとする。
- 4 再生可能エネルギーは、地域内における公平性及び他者に対する影響に十分配慮して利用されるものとする。
- 5 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に当たっては、環境負荷の低減及び地域の自然環境の持続性に配慮するものとする。

(町の役割)

第4条 町は、公共施設等における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に積極的に取り組むものとする。

2 町は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策を計画的に行うものとする。

3 町は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進を図るため、組織体制の強化その他必要な措置を講ずるものとする。

4 町は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に係る情報収集に努めるとともに、町民と事業者の理解に資するため、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する情報を活用し、学習の機会の提供その他必要な支援を行うものとする。

5 町は、次世代を担う子どもに対する省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する教育の取組を支援するものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関し、主体的に知識の習得及び実践に努めるものとする。

2 町民は、町が実施する省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策を理解し、協働して推進するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、主体的に省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に努めるものとする。

2 事業者は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関し、積極的な情報の提供に努めるものとする。

3 事業者は、町が実施する省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策を理解し、協力するものとする。

(エネルギー事業者の役割)

第7条 エネルギー事業者は、将来にわたり地域資源の利用における環境の保全と他者に対する影響に配慮するものとする。

2 エネルギー事業者は、町民、事業者及び町に対し、再生可能エネルギーの利用の推進に関する情報の提供に努めるものとする。

3 エネルギー事業者は、町が実施する再生可能エネルギーの利用の推進に関する施策を理解し、協力するものとする。

(連携の推進)

第8条 町、町民、事業者及びエネルギー事業者は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用の推進に当たっては、相互に連携し、及び国、他の地方公共団体、大学、研究機関その他関係機関と連携するよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。